

加入者各位

日本トランスシティ健康保険組合

## 健康保険証の経年劣化等の取扱いについて

表題の件について、ご案内いたします。

下記の要件のいずれかに該当すると判断される場合は、発行手数料を免除して、健康保険被保険者証を再交付しますので申請してください。

### 記

<要件>

#### 1. 長期使用による経年劣化

<判定基準（①、②両項目共に該当すること）>

- ① 交付日から5年以上経過（右上の交付年月日を基準とする）していること
- ② 表面の「記号」「番号」「氏名」「生年月日」「資格取得日または認定年月日」「保険者番号」「保険者名称」の7項目のうちいずれかの印字にかすれが生じて、判読できない状態であること

※『汚れ』により印字が読めない、「印字が薄くなっているが判読はできる」、「表面の劣化は認められず、ウラ面がかすれた」については、再交付対象とは判定しません。

#### 2. ウラ面の住所欄の無余白

住所欄に余白がないため、現住所の記入ができないこと

<備考>

- ◆保険証が添付されていない場合、現物の確認ができませんので発行手数料は免除になりません。
- ◆【書式】被保険者証再交付願（劣化・無余白）に理由を記載し、事業所経由で申請してください。（\*健保組合HPに掲載）

㉞ 経年劣化により氏名の判読ができないため、再交付を希望する

ウラ面の住所欄への記入余白がないため、再交付を希望する

再交付にあたっては、健康保険組合に判断を委ねていただきます。判断が困難な場合や手続きなどで、ご不明な点がございましたら、健康保険組合へお問合せください。事業所で受付された後であっても、要件により、再交付が認められないことがありますのでご了承をお願いします。

以上